

議案第 78 号

四万十町役場の位置を変更する条例の制定について

四万十町役場の位置を変更する条例を次のように定める。

平成 24 年 6 月 13 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町役場の位置を変更する条例

四万十町役場の位置を四万十町琴平町 554 番 23 に変更する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(四万十町役場の位置を定める条例の廃止)
- 2 四万十町役場の位置を定める条例（平成 18 年四万十町条例第 1 号）は、この条例の施行の日に廃止する。